

令和8年度10月期 市営住宅 定期募集住戸一覧

◇ 優先募集住戸

【優先募集住戸について】

優先入居対象世帯(注意事項参照)に該当する場合に申込みすることができます。
また、優先入居対象世帯に該当する場合は、優先募集住戸と一般募集住戸を重複して申込みすることもできます。
なお、抽選は優先募集住戸から行いますが、重複申込みをした方が優先募集住戸に当選した場合は、一般募集住戸の申込みは取消しとなります。

No	地 区	団 地 名 部屋番号	階 数	建設年度	構造 ※注1	EV ※注2	風呂 ※注3	単身申込 ※注4	家賃(R8年度) 月 額 (円)※注5	間 取 り	駐車場	所 在 地
1	平	石名坂 5-17号室	1階	昭和54年	中耐	×	×	○	13,000 ～ 25,600	和 6 / 6 / 4.5	×	平鎌田字石名坂97番地
2	平	平窪 303号室	3階	平成7年	高層	○	リ	×	21,800 ～ 42,800	和 6 / 6 / 洋 6	○	平下平窪字粥餅川原4番地
3	平	赤井 2-2号室	1階	平成8年	中耐	×	リ	×	21,600 ～ 42,400	和 7.5 / 6 / 洋 6	○	平赤井字田町24番地の4
4	小名浜	泉玉露 10-13号室	1階	平成2年	中耐	×	×	○	17,100 ～ 33,600	和 6 / 6	○	泉玉露四丁目3番地の1
5	常磐	関船 1-5号室	2階	平成10年	高層	○	リ	×	23,400 ～ 46,000	和 6 / 洋 6 / 6	○	常磐関船町三丁目2番地の1
6	常磐	八仙 3-11号室	1階	昭和47年	中耐	×	×	○	9,300 ～ 12,090	和 6 / 4.5 / 3	×	常磐湯本町八仙38番地
合 計 6 戸												

※ 車いす対応住戸ではありません。

◇ 一般募集住戸

No	地 区	団 地 名 部屋番号	階 数	建設年度	構造 ※注1	EV ※注2	風呂 ※注3	単身申込 ※注4	家賃(R8年度) 月 額 (円)※注5	間 取 り	駐車場	所 在 地
1	平	石名坂 3-16号室	4階	昭和54年	中耐	×	×	◎	13,000 ～ 25,600	和 6 / 6 / 4.5	×	平鎌田字石名坂97番地
2	平	比良 6-7号室	1階	昭和56年	中耐	×	×	○	15,200 ～ 29,800	和 6 / 6 / 4.5	○	平赤井比良二丁目19番地
3	平	向後川原 5-9号室	1階	昭和63年	中耐	×	×	○	16,400 ～ 32,200	和 6 / 6 / 4.5	○	平中平窪新町1番地の1
4	平	下荒川 2-4号室	2階	平成3年	中耐	×	×	×	17,700 ～ 34,900	和 6 / 6 / 4.5	○	平下荒川字五理内48番地
5	平	中央台第二 1-6号室	3階	平成4年	中耐	×	リ	×	21,700 ～ 42,700	和 6 / 6 / 洋 6	○	中央台鹿島三丁目1番地の13
6	平	中央台第二 5-11号室	2階	平成5年	中耐	×	リ	×	22,000 ～ 43,200	和 6 / 6 / 洋 6	○	中央台鹿島三丁目1番地の13
7	勿来	関田須賀 2-9号室	3階	平成12年	中耐	×	リ	×	23,200 ～ 45,600	和 6 / 洋 6 / 6	○	勿来町関田須賀1番地
8	内郷	内町立町 1-7号室	4階	昭和63年	中耐	×	×	×	17,500 ～ 34,300	和 6 / 6 / 洋 4.5	○	内郷内町立町35番地
9	四倉	梅ヶ丘南 1-6号室	3階	昭和54年	中耐	×	×	◎	14,700 ～ 28,800	和 6 / 6 / 4.5	○	四倉町字梅ヶ丘南3番地
10	四倉	和具 1-201号室	2階	平成8年	高層	○	リ	×	24,600 ～ 48,400	和 6 / 6 / 洋 6	○	四倉町字和具4番地の1
11	久之浜	久之浜西部 2-16号室	4階	昭和58年	中耐	×	×	◎	14,900 ～ 29,300	和 6 / 6 / 4.5	○	久之浜町西一丁目1番地の1
合 計 11 戸												

※注意書きの説明は裏面にございます。
また、別紙の「注意事項」も必ずお読み下さい。

◇ DV 被害者世帯優先募集住戸

【DV被害者世帯優先募集住戸について】

書面によりDV被害を証明できる世帯のみ申込みが可能です。詳細は窓口にご相談ください。

No	地 区	団 地 名 部屋番号	階 数	建設年度	構造 ※注1	EV ※注2	風呂 ※注3	単身申込 ※注4	家賃 (R8年度) 月 額 (円)※注5	間 取 り	駐車場	所 在 地
1	募集住戸の詳細につきましては、窓口にご相談ください。											
合 計 1 戸												

◇ 特別市営住宅募集住戸
(中堅所得者向け)

No	地 区	団 地 名 部屋番号	階 数	建設年度	構造 ※注1	EV ※注2	風呂 ※注3	単身申込 ※注4	家賃(R8年度) 月 額 (円)※注5	間 取 り	駐車場	所 在 地
1	小名浜	愛宕 108号室	2階	平成6年	耐二	×	リ	×	52,000 ～ 65,000	和 7.5 / 6 / 洋 6	○	小名浜愛宕町16番地の14
合 計 1 戸												

※注1【構造について】

・高層:6階以上 ・中耐:中層耐火構造(3階～5階建) ・耐二:耐火構造二階建

・簡二:簡易耐火構造二階建 ・木造2F:木造2階建住宅

※注2【EV:エレベーターの設置状況】

※注3【お風呂・給湯器の設置状況】

・「リ」: 風呂・給湯器は設置済。入居者は毎月ガス会社へリース料を支払う。退去時は撤去不要。

・「○」: 災害対応により未使用品を設置済。退去時は撤去必要。

・「× 風呂・給湯器は未設置。入居者自身で購入設置する必要あり。 入居者とガス会社との契約となるため、設置前に事前確認が必要。退去時は撤去必要。 |

・「☆」: 風呂・給湯器は設置済。障がい者用住戸に設置されており費用負担なし。退去時は撤去不要。

※注4【単身申込条件】

・「○」: 注意事項 1.共通事項(1)①～④に該当する方は単身で申込み可能

・「◎」: 注意事項 1.共通事項(1)①～④に加え、⑤(60歳未満の単身者)に該当する方も単身で申込み可能

※注5家賃は所得に応じて決定されます。

申 込 み 受 付 期 間	令和8年10月1日(木)～令和8年10月7日(水) (午前8時30分から午後5時まで) ※土、日、祝日を除く
申 込 み 受 付 場 所	いわき市市営住宅管理センター、いわき市市営住宅泉窓口センター
抽 選 日	令和8年10月15日(木)
入居資格審査書類提出期限日	令和8年10月26日(月)
契約関連書類提出期限日(予定)	令和8年11月中旬
入 居 開 始 予 定 日	令和8年12月上旬

※ 注意事項（必ずお読みください）

1. 共通事項について

(1) 原則として、同居親族（概ね2ヶ月以内に結婚する婚約者を含む）のある方が対象となります。

ただし、次の方は単身入居可の住戸に限り単身で申込むことができます。

- ① 60歳以上の方
- ② 障がい者（身体・精神・知的）で、単身での生活が可能な方
（身体1～4級、精神1～3級、療育A又はB判定に該当する方）
- ③ 生活保護被保護者
- ④ その他条例で定める方
- ⑤ 18歳以上60歳未満の方（直近の募集で応募がなかった住戸に限る。）

※⑤の方が応募した住戸に、同居親族のある方や上記①～④に該当する方からの応募があった場合には、その方からの応募が優先され、⑤の方の応募は無効となります。

(2) 原則として、申込みができる住戸は1箇所ですが、下記の優先入居対象世帯については、優先募集住戸と一般募集住戸を重複して申込むことができます。なお、抽選は先に優先募集住戸から行いますが、重複申込みをした方が、優先募集住戸に当選した場合は、一律、一般募集住戸の申込みは取消しとなりますので、あらかじめご了承ください。

(3) 表面に記載の家賃月額は入居時の目安の額です。家賃月額は、世帯の収入状況等により毎年度変動します。

(4) 入居に際して、入居時の家賃の3ヶ月分を敷金としてお預かりすることとなります。

(5) 入居中は、毎月、家賃及び駐車場使用料（駐車場使用の場合のみ）をお支払いいただくほか、別途、各団地における外灯や浄化槽管理費などの共益費を、入居者で組織する自治会等にお支払・管理していただくこととなります。

(6) 一般市営住宅のうち駐車場が整備されている団地において使用できる駐車場は、1世帯1台分であり、2台以上の使用はできません。

2. 優先募集住戸について

(1) 次の1～5の優先入居対象世帯については、優先募集住戸に申込むことができます。また、一般募集住戸を重複して 申込む事も可能です。（必ずしも重複して申込まなければならないわけではありません。）

なお、抽選は先に優先募集住戸から行いますが、重複申込みをした方が優先募集住戸に 当選した場合は、一律、一般募集住戸の 申込みは取消しとなりますので、あらかじめご了承ください。

(2) 優先入居対象世帯については、次の表のとおりです。

	対象世帯	世 帯 要 件
1	ひとり親世帯	母子・父子世帯（20歳未満の子を扶養している配偶者のない方の世帯）。
2	子育て世帯	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を扶養している方の世帯。
3	老人世帯	申込者が60歳以上の方で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方で構成される世帯。
4	障がい者世帯	身体障害者手帳（1～4級）・精神障害者保健福祉手帳（1～3級）・療育手帳（A又はB判定）を所持している方がいる世帯。（単身の場合は単身での生活が可能な方。） なお、車いす専用住戸の募集の場合は、身体障害者手帳（1～4級）を所持し、日常生活において、常時車いすを自ら操作し生活することが可能な方（常時介護を必要とする方は介護できる同居親族のある方）がいる世帯が対象。
5	DV被害者世帯	書面によりDV被害を証明できる世帯。詳細は窓口にご相談ください。